

## [事案 30-31] 入院給付金等支払請求

・平成 30 年 12 月 6 日 和解成立

### <事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

圧迫骨折および糖尿病の治療のために約 1 か月間入院し、平成 19 年 5 月に契約した医療保険に基づき入院給付金等を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院の全期間に対応する各給付金を支払ってほしい。

- (1) 圧迫骨折については、在宅での療養が不可能であったため入院したものであり、本入院期間中もほとんど一日中ベッドで過ごす状態だった。
- (2) 糖尿病については、本入院の直接の原因ではなかったものの、本入院中に低血糖を起し、医師の指示に基づき、食事療法および投薬等の治療を行ったものである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 圧迫骨折については、申立人は本入院当初から独歩での移動が可能であったし、入院開始後まもなく疼痛の軽減が認められたうえ、治療内容も通院でも可能なものであり、入院による特別な対応が必要であるという状況にはなかった。
- (2) 糖尿病についても、治療内容は通院でも可能なものであった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は実施できなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求する内容での各給付金の支払いは認められないものの、以下の理由等により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたため、手続を終了した。

- (1) 圧迫骨折に関しては、一部期間については、約款所定の入院該当性（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院に入り常に医師の管理課において治療に専念すること）を満たすものとするのが妥当である。
- (2) 糖尿病に関しては、圧迫骨折について入院の必要性が認められる期間の入院中は、約款上の入院該当性を明確に否定することまではできない。